

事務連絡  
令和2年4月17日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて（再要請）

今般、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置の対象区域が全ての都道府県に拡大され、まん延防止の観点から、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、都道府県を跨いで移動することは、不要不急な場合を除き極力避けることが必要とされております。

令和2年4月15日付け事務連絡において、バス利用者等に対し、4月7日付けで緊急事態措置の対象区域とされた7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）から他の地域への不要不急の移動を控える呼びかけを行うよう要請したところですが、上述の対象区域の全国への拡大を踏まえ、下記を参考に、全ての都道府県のバスの待合所やバスターミナルにおいて、構内放送、要請内容の掲示等により、バス利用者等への呼びかけを行っていただきますよう、貴傘下会員への協力依頼を改めてお願いいたします。

#### 記

（放送文案(例)）

-国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです-

「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、都道府県を跨ぐ、旅行や帰省などの移動は、真に必要な場合を除いて、控えていただきますようお願いいたします。また、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策や、テレワーク、時差通勤の取組にも、引き続きご協力をお願いいたします。」